資料2-1

令和２年度上期
船員保険事業の実施状況等

（1）基盤的保険者機能関係
①正確かつ迅速な業務の実施

事業計画

○　サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。

○　保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3営業日以内）

○　職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　上期の実績：サービススタンダード達成状況　100%、保険証の3営業日以内の発行　100%

○　職務上の上乗せ給付や年金等について、正確かつ迅速に実施した。

【課題】

○　概ね順調に実施している。

【下期の取組】

○　引き続き定めた期間内での事務処理を徹底するとともに、3年3月から開始予定の医療機関におけるオンライン資格確認に対応するため、2年11月から新たに発行する保険証については個人を識別するため2桁の番号が追加されることを、船舶所有者や加入者に周知する。

（1）基盤的保険者機能関係
②適正な保険給付の確保

事業計画

○　柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

○　職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。

【KPI】

○　柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする（0.81％以下）

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　上期のKPIの実績：施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請割合　0.88％

○　多部位かつ頻回の施術の傾向を分析し、文書照会の対象とする部位数や日数を見直すとともに、長期受診となっている申請に対する文書照会を実施した。

照会件数	回答件数 〈2年9月末時点〉	回答率	1件当たりの 支払金額	支払件数	支払総額
521件（547件）	243件	約46.6％	4,178円（4,078円）	13,387件（16,242件）	約56百万円（約66百万円）

※（）内は元年度上期

○　1年以上の長期受診の施術の申請割合は元年度上期を0.01ポイント下回り、7.92％となった。

○　審査の結果、実地調査を必要とする申請はなかった。

【課題】

○　概ね順調に実施している。

○　なお、現時点でKPIが未達成となっているが、これは多部位かつ頻回の施術の支払件数が横ばい（2年度上期：118件、元年度上期：136件）である一方、支払総件数が大幅に減少したことによるもの。特に4月～5月の支払総件数が大幅に減少していることから、新型コロナウイルス感染の影響によるものと考えられるが、そのような状況下においても多部位かつ頻回の施術の支払い件数が減少していないことから、引き続き適正化の取組を進める必要がある。

【下期の取組】

○　多部位かつ頻回の施術が行われている申請に対し、引き続き加入者に文書照会を行うとともに、施術所に対し注意喚起を促す文書を送付する。

○　長期施術者に対する送付文書の内容、送付時期、対象基準の見直しを行い、適正受診の促進を図る。

（1）基盤的保険者機能関係
③効果的なレセプト点検の推進

事業計画

○ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。

【KPI】

○ レセプト点検の査定率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする（0.050%以上）

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷船員保険の医療費総額

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○ 上期のKPIの実績：査定率　0.059%

○ 資格点検について、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を1,163件（前年度1,353件）実施した。

○ 外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を541件（前年度324件）実施した。

○ 内容点検については、外部事業者が査定率向上に積極的に取り組むよう、査定率に応じて委託費を支払う契約内容に見直しのうえ実施した。

＜点検効果額＞　（単位：百万円）

	資格点検	外傷点検	内容点検
2年度（A）	141	12	5.4
元年度（B）	120	26	4.6
増減（A－B）	＋21	△14	＋0.8

＜加入者一人当たり点検効果額＞　（単位：円）

	資格点検	外傷点検	内容点検
2年度（A）	1,201	101	46
元年度（B）	1,007	214	38
増減（A－B）	＋194	△113	＋8

【課題】

○ 概ね順調に実施している。

【下期の取組】

○ 内容点検について引き続き外部事業者の指導を行いつつ、点検効果額の向上に努める。

（1）基盤的保険者機能関係
④返納金債権の発生防止の取組の強化

事業計画

○　日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。

○　被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

【KPI】

①　日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする（89.1%以上）

②　医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする（0.081%以下）

③　被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする（93.1%以上）

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　上期のKPIの実績：①保険証回収率　90.8%、②資格喪失後受診に伴う返納金割合（4月～7月を集計）　0.156%、③　※3年1月に実施予定

○　日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行った。

○　船舶所有者に対して、保険証回収についてのチラシを配布したほか、関係団体の機関誌等を活用して保険証回収の重要性について周知を図った。

【課題】

○　概ね順調に実施している。

【下期の取組】

○　引き続き保険証の返納催告を行っていくとともに、回収率の低い船舶所有者等に対しては、個別に早期回収に対する取り組みを行う。

○　3年1月を目途に対象船舶所有者に対し、被扶養者として認定されている方が現在もその要件を満たしているかを確認するための対象者リストを送付し、期日までに提出のない船舶所有者に対する督促を行う。

（1）基盤的保険者機能関係
⑤債権回収業務の推進

事業計画

○ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

【KPI】

① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする（87.3%以上）

② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする（14.5%以上）

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○ 上期のKPIの実績：①現年度返納金債権回収率 71.3%、②過年度返納金債権回収率 7.4%
（参考：元年度上期 ①現年度返納金債権回収率 74.6%、②過年度返納金債権回収率 6.0%）

○ 文書等による納付催告等を実施した。

＜債権回収額＞	元年度上期		2年度上期
現年度分	約40百万円	⇒	約29百万円
過年度分	約5百万円	⇒	約6百万円

○ なお、2年9月に決定された保険者間調整による収納（約4百万円）を反映した場合の上期の収納率は80.4%となり、元年度実績を上回っている（元年度は、上期に決定された保険者間調整はなし）。

【課題】

○ 概ね順調に実施している。

【下期の取組】

○ 引き続き、文書による催告等の実施により債権の早期回収を行う。

（1）基盤的保険者機能関係
⑥制度の利用促進

事業計画

○　高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

○　限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等の取組を行う。

○　職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。

○　下船後の療養補償について、加入者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。

【KPI】

①　高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする

②　職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする（77.1%以上）

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　2年4月分～8月分のKPIの実績：①限度額適用認定証使用割合　77.2%、②職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合　77.0%

○　高額療養費が未申請の方に対し、1,146件の申請勧奨を行った。

○　限度額適用認定証の制度周知等を行い更なる利用促進を図った。　※　限度額適用認定証の交付枚数：2,049枚（前年度2,402枚）

○　被保険者及び船舶所有者に対し、チラシ等の配布やオンラインによる事務説明会を行い、療養補償の適正な利用について周知を図った。

○　厚生労働省からのデータの提供を基に、休業手当金等の申請勧奨を実施した。

	勧奨件数	申請率<2年9月末時点>
休業手当金	117件（22件）	77.0%（70.8%）
障害年金等・遺族年金等	46件（66件）	
休業特別支給金・障害特別支給金・遺族特別支給金	222件（133件）	
経過的特別支給金	32件（30件）	

（　）内は元年度9月末時点

（1）基盤的保険者機能関係
⑥制度の利用促進

上期の実施状況及び下期の取組

【課題】

○　限度額適用認定証を配布したにもかかわらず、利用率の低い医療機関があり、医療機関窓口での利用促進を図る必要がある。

○　下船後の療養補償について、船員保険部に療養補償証明書が提出されない、乗船前から継続治療中の傷病の証明書が発行されるなど、依然として不適切な事例が一定数存在している。

【下期の取組】

○　限度額適用認定証の利用を促進するため、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせていた医療機関窓口へ申請書の新規設置依頼や、利用率の低い医療機関への働きかけを行う。

○　下船後の療養補償について、船員保険部に療養補償証明書の提出がない場合に船舶所有者に督促状を送付しているが、新たに被保険者に対しても督促状を送付する。

（1）基盤的保険者機能関係
⑦福祉事業の効果的な実施

事業計画

○　船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業については、その質の向上を図るための取組を併せて実施する。

○　保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ケ谷中央病院及び東京高輪病院）に委託し、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託して、円滑かつ着実に実施した。

○　無線医療助言事業の質の向上を図るため、委託先2病院の事務担当者から、受付や医師への取り次ぎの流れについてヒアリングを行うとともに、海上保安庁に対し、要請があった場合の流れや無線医療助言と洋上救急医療との関係などについて意見交換を行った。

○　保養事業の利用者増加に向けた広報については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から実施を控えた。

○　旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、加入者の利便性向上のため、旅行代理店の追加に関する公募を行った（公募の結果、10月に契約を行った）。

	件数
無線医療助言事業（通信数）	650件（506件）
洋上救急医療援護事業（出動件数）	8件（17件）
保養事業の利用宿泊数	5,455泊（6,032泊）
契約保養施設利用補助事業の利用宿泊数	861泊（885泊）
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用宿泊数	167泊（744泊）

※（）内は元年度上期

上期の実施状況及び下期の取組

【課題】

○　新型コロナウイルス感染の状況を踏まえつつ、上期に実施できなかった取組を進める必要がある。

【下期の取組】

○　無線医療助言の質の向上に向けた取組について、委託先医療機関の理解を得て、実施する。

○　無線医療助言事業について、委託先医療機関において適切な助言ができるよう、船舶所有者に対し、助言の適切な依頼方法について周知する。

○　旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、10月に新たに契約を行った代理店についてはインターネットのみで利用手続きが行えることを周知する。

（1）基盤的保険者機能関係
⑧サービス向上のための取組

事業計画

○　加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。

【KPI】

○　お客様満足度について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする（90.2%以上）

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　2年度のお客様満足度調査は8月から実施している。

○　2年8月分～9月分のKPIの実績：お客様満足度　91.0%

	満足度
保険証を送付した疾病任意継続の方	81.9%（77.6%）
傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方	91.5%（91.2%）
限度額適用認定証を送付した方	96.0%（94.4%）
保養所の利用申込をした方	90.9%（98.2%）

※（）内は元年度累計

○　前年度までにいただいた意見等を踏まえ、申請書様式の見直しを行い、変更後の様式を7月からホームページに掲載した。

【課題】

○　概ね順調に実施している。

【下期の取組】

○　いただいたご意見等について検討し、サービスの改善や向上に生かしていく。

（1）基盤的保険者機能関係
⑨健全な財政運営

事業計画

○　中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　船員保険の決算状況等について、すべての被保険者及び船舶所有者に対し「船員保険通信」によって情報提供するとともに、ホームページにより情報発信した。

【課題】

○　新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた財政運営を行う必要がある。

【下期の取組】

○　直近の被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向を踏まえつつ、船員保険協議会でご議論をいただいたうえで3年度の保険料率を設定する。

（2）戦略的保険者機能関係
①特定健康診査等の推進

事業計画

○ 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報を行うとともに、健診実施機関を拡充する。
○ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
○ 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図る。
○ 被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。

【KPI】
① 生活習慣病予防健診受診率を44%以上とする
② 船員手帳健康証明書データ取得率を30%以上とする
③ 被扶養者の特定健診受診率を26%以上とする

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】
○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、4月上旬から5月末までの間、緊急事態宣言に基づき首都圏を中心に一部地域で船員保険生活習慣病予防健診等を休止し、6月から再開した。
○ 2年4月分～8月分の健診受診者数は以下のとおり。

【被保険者】 （単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	累計
2年度(A)	1,181	620	2,211	1,802	1,503	7,317
元年度(B)	1,885	1,411	2,066	1,781	1,228	8,371
増減(A-B)	△704	△791	145	21	275	△1,054

【被扶養者】 （単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	累計
2年度(A)	98	54	355	559	484	1,550
元年度(B)	271	426	452	729	360	2,238
増減(A-B)	△173	△372	△97	△170	124	△688

（2）戦略的保険者機能関係
①特定健康診査等の推進

上期の実施状況及び下期の取組

○　健診実施機関の拡充に向け、健康保険の生活習慣病予防健診実施機関や地方運輸局の指定を受け船員健康証明を行うことができる医療機関のうち、76の医療機関に対して、船員保険の生活習慣病予防健診実施機関となっていただくよう電話勧奨を実施した。

※　健診実施機関数（9月末時点）　434機関（対前年度末比13機関増）

○　船員手帳の健康証明データの収集業務を行うための準備作業を進めた。

○　自治体（山口県長門市及び萩市 、青森県むつ市）と連携し、46箇所の集団健診の会場で市のがん検診と同時受診できるよう調整を図った。また、巡回健診を211箇所（8月末時点）で実施した。

【課題】

○　上期の健診未実施の遅れを取り戻す必要がある。

【下期の取組】

○　上期の健診未受診者に対し受診勧奨を実施するとともに、協会けんぽ支部（青森、長崎、大分）が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるよう支部と連携を図る。

○　健診実施機関を拡大するため、個別の医療機関に対する電話勧奨を実施する。

○　国土交通省と連携を図りながら、船舶所有者に対し船員手帳の健康証明データの提供依頼を行う。

（2）戦略的保険者機能関係
②特定保健指導の実施率の向上

事業計画

○　保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。

○　加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。

【KPI】

① 被保険者の特定保健指導実施率を22%以上とする

② 被扶養者の特定保健指導実施率を16%以上とする

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、4月上旬から5月末までの間、緊急事態宣言に基づき対面型の保健指導業務を休止し、6月から再開した。

○　2年4月分～8月分の保健指導の最終評価を行った実施者数は以下のとおり。

実施者数が増加した理由としては、前年度に初回面談を行った保健指導対象者について、一部対象者の最終評価を今年度実施したことが一要因と考えられる（昨年度初回面談者数は増加）。

【被保険者】　（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	累計
2年度(A)	81	93	84	64	89	411
元年度(B)	41	51	50	50	60	252
増減(A-B)	40	42	34	14	29	159

【被扶養者】　（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	累計
2年度(A)	3	16	7	6	1	33
元年度(B)	3	3	5	8	4	23
増減(A-B)	0	13	2	△2	△3	10

（2）戦略的保険者機能関係
②特定保健指導の実施率の向上

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　健診実施機関に対する初回面談の分割実施を働きかける取組については、新型コロナウイルス感染の影響を踏まえ、下期に実施することとした。

○　保健指導の利用案内を変更し広報を強化することで、ICTを活用した保健指導の利用促進を図った。

※ICT面談実施者数（9月末時点）19名（対前年同期比＋18名）

○　巡回健診に保健師が帯同する等の対応を行い、健診当日の初回面談の分割実施の取組を行った。

【課題】

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し、ICTを活用した保健指導の利用を促進することが必要である。

○　保健指導実施率の向上を図るためには、健診受診後速やかに保健指導に結び付けることが重要である。

【下期の取組】

○　オンラインセミナーを開催し、ICTを活用した保健指導の認知度の向上を図り、利用を促進する。

○　初回面談の分割実施を行うことができる契約機関に対して、その取組を強化していただくよう文書による働きかけを行う。

（2）戦略的保険者機能関係
③加入者に対する支援

事業計画

○　生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。

○　禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。

○　加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。

【KPI】

○　オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　2年8月から、医療機関への受診、特定保健指導の利用勧奨の実効性を高めるため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを配布した。

○　2年6月から、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムを開始するとともに、2年8月にすべての被保険者にDMを送付した。

○　問診で「喫煙している」と回答した加入者に、喫煙習慣が自身や周囲の健康に及ぼす悪影響に関するリーフレットを送付した。

○　ヘルスツーリズムの試行実施については、新型コロナウイルス感染の状況を踏まえ、今年度は中止することとした。

※　情報提供リーフレット送付者数　1,996人（うち医療機関への受診勧奨751人）
　　オンライン禁煙プログラム参加申込者数（10月31日時点）　204人
　　禁煙リーフレット送付者数　867人

※　KPIの対象となる2年度中のオンライン禁煙プログラム終了予定者（2年9月以前にプログラムを開始した人数）は77名であり、未達成となる見込み。

【課題】

○　オンライン禁煙プログラムに対する船舶所有者及び加入者の認知度が低い。

【下期の取組】

○　船舶所有者及び加入者にオンライン禁煙プログラムを認知していただくため、引き続きオンライン禁煙プログラムの広報を実施するとともに、自社船員の喫煙対策を検討している船舶所有者向けの動画を作成し、ホームページに掲載する。

（2）戦略的保険者機能関係
④船舶所有者等に対する支援

事業計画

○　船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。

○　特定保健指導の利用、生活習慣病対策やメンタルヘルス等に関する「出前健康講座」の受講、オンライン禁煙プログラムへの参加等、船員の健康づくりに関する積極的な取組を船舶所有者とともに推進する。

○　若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣して開催している特別講義開催校を拡大するなどの取組を行う。

【KPI】

○　協働する船舶所有者数を30社以上とする

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　上期のKPIの実績：協働する船舶所有者数　なし

○　自社船員の健康課題を把握し、それらを解消するため、船員保険部の提供する支援メニューと合わせて健康づくりプランを実行するコラボヘルス「プロジェクト“S”」のエントリー募集を、2年9月下旬から開始した。

○　メタボリックシンドローム対策や、メンタルヘルス対策をテーマとして、出前健康講座を開催し、好評であった。

○　乗船中の食生活に関する動画コンテンツの作成に向けた準備を進めた。

○　海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルスを中心とした健康づくりに関する特別講義をオンラインビデオ通話方式により実施し、好評であった。

※　出前健康講座を3回実施（参加者数160人、満足度約94%）
　　船員養成機関の練習船で特別講義を9回開催（参加学生数571人、満足度約96%）

（2）戦略的保険者機能関係
④船舶所有者等に対する支援

上期の実施状況及び下期の取組

【課題】

○　健康管理を船員個人に任せている船舶所有者等に対し、船員の健康づくりに対する動機づけを行う必要がある。

○　出前健康講座の実施にあたって、実施日や少人数での開催要望に対し柔軟に対応することができない。

○　船員養成校における特別講義の開催にあたって、授業カリキュラムの都合上、時間の確保が難しい場合がある。

【下期の取組】

○　健診結果データ等から自社船員の健康課題等をわかりやすく可視化した「健康度カルテ」を配布するとともに、船舶所有者へ個別に取組への参加を促す。

○　出前健康講座及び船員養成校における特別講義の開催にあたって、引き続きオンラインビデオ通話方式を活用しながら実施する。

○　スケジュールの都合等で開催が困難な場合に対応するため、来年度から講座内容を動画で配信できるよう、準備を進める。

（2）戦略的保険者機能関係
⑤ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。
○ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年2回の通知を継続する。
○ 令和2年10月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。

【KPI】
○ ジェネリック医薬品使用割合(※)を80%以上とする
※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】
○ 2年7月診療分のKPIの実績：ジェネリック使用割合　81.4%
○ ジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行ったほか、関係団体の機関誌等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施した。
○ 軽減額通知（1回目）を8月に12,473人の方に送付した。

【課題】
○ 概ね順調に実施している。

【下期の取組】
○ 軽減額通知（2回目）を3月に送付するとともに、ジェネリック医薬品使用割合のさらなる引き上げに向けた来年度以降の施策について検討する。

（2）戦略的保険者機能関係
⑥情報提供・広報の充実

事業計画

○ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
○ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
○ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
○ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
○ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。

【KPI】
① メールマガジンの配信数を1,000人以上とする
② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする（936,000件以上）

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】
○ 上期のKPIの実績：①メールマガジンの配信数　795人（9月末現在。前年度末から5%の増加）
②ホームページのアクセス総件数　年度末に集計
○ 閲覧機会の多い紙媒体を主たる媒体として、オンラインによる禁煙プログラムの募集案内等の周知、広報を行った。
○ 日本年金機構から毎月送付する納入告知書に船員保険の情報を盛り込んだチラシを同封した。
○ 船員保険の運営状況、決算状況等を記載した「船員保険通信」をすべての被保険者及び船舶所有者へ8月に送付した。
○ 日本海事新聞、日本水産経済新聞に定期的に広報を掲載するとともに、関係団体の機関誌等に船員保険の広報を掲載した。（9団体、延べ56件掲載）
○ ホームページに、オンラインによる禁煙プログラムの募集案内や新型コロナウイルス感染症対策などの時宜を得た情報を掲載した。
○ 船員養成校等のイベントへの参加については、新型コロナウイルス感染の影響により、参加を予定していたイベントが中止となった。

【課題】
○ 新型コロナウイルス感染拡大により、情報提供方法の多様化の必要性が明らかとなったが、対応が不十分である。

【下期の取組】
○ ホームページ上での動画配信やSNS等を活用するなど、効果的な情報提供・広報戦略を策定し、3年度事業計画に反映させる。

（2）戦略的保険者機能関係
⑦データ収集活用方法の研究

事業計画

○　加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用についての研究を進める。

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

○　以下の2テーマで研究を実施した。

①　地域別ジェネリック医薬品使用割合について
市区町村レベルでの使用割合をもとに、使用割合の下位5位の地域（一定以上の処方量のある地域）の傾向を分析した。

②　地域別柔道整復施術療養費について
市区町村レベルでの協会けんぽのデータとの比較を行い、船員保険の方が高い地域を抽出することにより、その地域の傾向を把握し、注意喚起を行う必要のある施術所を選定した。（注意喚起は、文書により、10月に実施した。）

【課題】

○　分析に必要なデータ（船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診情報等）が各部署に分散しており、一元的に管理できていない。

【下期の取組】

○　一元的に管理できるデータベースの構築を進める。
○　地域別ジェネリック医薬品使用割合についての研究を完了させる。